

## 諸外国及び日本における「判検交流」について

## 1 日本

いわゆる「判検交流」について、日本政府は答弁書において、「裁判官の職にあった者からの検察官への任命及び検察官の職にあった者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流」<sup>1</sup>と定義している。

判検交流のうち、刑事事件に係る刑事裁判官と検察官との人事交流については2012年に廃止されたが、民事では裁判官と訟務検事との交流が続いているとされる（資料1-資料2）。

## 2 諸外国

諸外国における「判検交流」について論じた文献は、調査の限りでは見当たらない。

その理由としては、諸外国の法曹制度が我が国のそれと大きく異なっており、判検交流を論じるための前提条件（「裁判官」と「検察官」とがキャリアとして分離・独立していること）に相違があるということが挙げられるのではないかとと思われる。

以下、資料3及び資料4を主に参照しつつ、それぞれの国ごとに説明する。

## (1) 英国

英国（イングランド及びウェールズ）の法曹制度は、我が国の法曹制度と大きく異なる。特に、「裁判官や検察官などの特定の法律職が、はじめから生え抜きで育てられるわけではない」との指摘（資料5, p.76）は重要である。英国の法曹の基盤となっているのは、バリスタ（法廷弁護士）及びソリシタ（事務弁護士）と呼ばれる弁護士である。

裁判官については、経験を積んだ法律専門家（多くはバリスタ）から選任される。この点で、司法試験に合格し司法修習を終えてからすぐに裁判官に任官する日本とは異なっている。

検察官については、「日本語の「弁護士」と「検察官」の区別というものが、イギリスでは今日も明確ではない」（資料5, p.84）とされている。検察庁に所属して公訴を担当する法律家はバリスタ・ソリシタの中から任命される（資料3, p.20）が、「民刑事を問わず原告と被告双方の代理人たる法律家は、原告、被告のどちらかの代理を専門とすることなく、どちらの立場の依頼人の仕事であっても請け負うことの方がはるかに多い」（資料5, p.86）とされている。このように、英国では、検察官は独立したキャリアとして考えられていない。

## (2) アメリカ

アメリカは、英国の法曹一元の伝統を基本的に受け継いでいる。アメリカの司法制度は連邦と州とで異なるが、連邦裁判官と州裁判官とのいずれも、弁護士等の法律専門職としての経歴を一定程度積んだ者から採用される（資料3, p.2）。

アメリカの検察官も、英国と同様に「政府に属する弁護士」と観念されている（資料4, p.2）。検察官から裁判官に選任される者も多いとされる。「検察は、裁判所に対する最大の人材供給源でもある。連邦、州を問わず、判事の約半数は検事出身である」（資料6, p.149）とされており、検事を経験した者が裁判官になることは珍しいことではない。アメリカの検察官は「キャリア

<sup>1</sup> 「衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する再質問に対する答弁書」内閣衆質171第571号 平成21年6月30日 <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b171571.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b171571.htm)>

性が極めて希薄」であり、「数年間、自分のキャリアの1ステップとして検察官の職にあるというのが一般的な状況」(資料4, p.2) であるとの指摘もある。このように、米国にも検察官という身分は存在するものの、生涯にわたる固定的なキャリアとして捉えられていない。

### (3) フランス

フランスでは、そもそも裁判官及び検察官は「司法官 (magistrats)」と総称され、同一の職業集団を構成している。日本では検察は行政(法務省)に属するが、フランスの検察は司法裁判所(大審裁判所、控訴院、破毀院)に所属している(資料4, p.12)。

裁判官と検察官との間での異動は単なる任務の変更であり、地位の変動ではないと考えられていない(資料7, p.281)。このように、フランスでは、裁判官と検察官との間の人事異動は一般的なこととされている。

### (4) ドイツ

ドイツの裁判官は、国家試験合格後に試用裁判官として任命され、その後3~5年を経て終審裁判に任命されるというキャリアシステムが採用されている(資料3, p.51)。

ドイツの検察官は、連邦検察官は連邦司法省(現在は連邦司法・消費者省)の、州検察官は各州司法省の監督を受ける(資料3, p.53)。検察官のキャリアについて述べた文献は多くないが、南ドイツの諸州について、「検察官と裁判官は、ある程度まで同じキャリアに属して」おり、「例えば、検察官としてそのキャリアを開始した若い法律家が、裁判官の観点からみた司法行政がどのようなものであるかを学ぶために、裁判所に移籍することがあり得る」との報告がある(資料8, p.167)。

### 【資料リスト】

- 資料1. 「判事・検事の交流廃止 刑事裁判公正さ意識」『朝日新聞』2012.4.26.
- 資料2. 「裁判長異動で「国代理人」に 原告「裁判の構成妨げる」」『朝日新聞』2022.10.19.
- 資料3. 「諸外国の司法制度概要」第5回司法制度改革審議会(平成11年10月26日)配布資料  
<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-1.pdf>>  
<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/284573/www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2.pdf>>
- 資料4. 「「諸外国の司法制度概要」の説明」第7回議事録(平成11年11月24日開催) / 配付資料一覧  
<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai7append/gaikoku.pdf>>
- 資料5. 幡新大実『イギリスの司法制度』東信堂, 2009, pp.76-90.
- 資料6. 浅香吉幹『現代アメリカの司法』東京大学出版会, 1999, pp.145-149.
- 資料7. 山本和彦『フランスの司法』有斐閣, 1995, pp.281-300.
- 資料8. フロイド・フィーニー&ヨアヒム・ヘルマン(田口守一監訳)『1つの事件と2つの制度—アメリカとドイツの刑事手続—』成文堂, 2010, p.167.